

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例等の一部改正について
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例等の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

（藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）
の一部を次のように改正する。

第8条中「及び組合休暇」を「，介護時間及び組合休暇」に改める。

第11条第1項中「この項において」を削り，「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて，当該職員が現に監護するもの，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」を，「介護をするため，」の次に「規則で定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え，同条第2項中「要介護者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する6月の期間」を「指定期間」に改め，同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず，任命権者は，介護休暇を承認された職員が3回に達し，又は通算して6月に達した指定期間（以下この項において「満了指定

期間」という。)が経過した後も引き続き介護をする必要がある状態が継続している場合は、満了指定期間終了の日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新たな指定期間内において、再度、介護休暇を与えることができる。この場合の最初の指定期間は、満了指定期間終了の日の翌日を初日とするものとする。

- 4 前項の規定による再度の介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第11条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護時間を与えることができる。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、介護時間に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

別表第2児童養育休暇の項中「若しくは始め及び終わり」を削り、同表家族看護休暇の項中「職員の同居の親族(子の看護休暇の対象となる子を除く。)」を「職員の要介護者でない配偶者、父母、子(子の看護休暇の対象となる子を除く。)、配偶者の父母その他規則で定める者」に、「その親族」を「その者」に

改め、同表備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日」を「が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1

号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

- イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休暇を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は同条例第11条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「に係る」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第3項中「を承認されている」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「に係る」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36

号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「又は介護休暇により」を「, 介護休暇又は介護をするための時間(育児休業, 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定によるものをいう。)の承認を受け, 」に改める。

(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 藤沢市一般職員の給与に関する条例(昭和26年藤沢市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条中「若しくは第11条の規定による介護休暇」を「, 第11条の規定による介護休暇若しくは第11条の2の規定による介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成29年4月1日から施行する。

(藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の藤沢市職員の勤務時間等に関する条例第11条の規定により介護休暇の承認を受けた職員の当該介護休暇に係る同条第1項に規定する指定期間は, この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して6月を経過していないものにあつては, 任命権者は初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとし, 6月を経過しているものにあつては, 任命権者は6月を経過した日の翌日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(6月を経過した日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

提案理由

この条例を提出したのは, 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い, 育児休業及び介護休暇等に係る規定について改める等の必要による。